

小野市緑の基本計画改定業務委託プロポーザル審査要領

小野市緑の基本計画改定業務委託プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者 審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める小野市緑の基本計画改定業務委託プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数 総合点数は500点とし、審査項目及び審査項目ごとの配点は次のとおり。

(1) 基本事項	50点
(2) 企業実績	50点
(3) 技術者実績	60点
(4) 業務実施体制	60点
(5) 特定テーマに対する提案・業務実施方針	60点
(6) 資料作成能力	60点
(7) 専門技術力	60点
(8) 取り組み姿勢	60点
(9) コミュニケーション能力	40点
計	500点

3 審査委員会 参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う小野市緑の基本計画改定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催する。

(1) 日時、場所

ア 日時 令和7年9月中旬（別途通知します。）

イ 場所 兵庫県小野市中島町531番地
小野市役所 会議室

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1社30分以内とする。

イ 順番は別途お知らせする。（受付順とする。）

ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設け

る。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める小野市緑の基本計画改定業務委託プロポーザル審査基準に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を後日決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (5) プロポーザル参加者が6社以上の場合は第1次審査（書類審査）を実施する。なお、プロポーザル参加者が5社以下の場合はこの限りではない。

5 その他

本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、市は、選定された企画提案書の内容に拘束されないものとする。

別紙

小野市緑の基本計画改定業務委託プロポーザル審査基準

審査項目	審査の視点	配点	評価のポイント
(1) 基本事項	提出書類の作成状況は適切か。	50 点	提出書類に不備がなく読み易いか。
(2) 企業実績	企業における実務実績を評価する。	50 点	「緑の基本計画」だけでなく、「公園」全般的な実績も評価対象とする。
(3) 技術者実績	配置予定技術者の実務実績を評価する。	20 点	配置予定技術者(管理技術者)の実務実績を評価する。
		20 点	配置予定技術者(照査技術者)の実務実績を評価する。
		20 点	配置予定技術者(担当技術者)の実務実績を評価する。
(4) 業務実施体制	組織としての実施体制を評価する。	60 点	「公園」について全般的に網羅する実施体制となっているか。(プロジェクト、防災、都計等)
(5) 特定テーマに対する提案・業務実施方針	企画提案能力について評価する。	60 点	関係部署等との調整について配慮されているか。 現状分析及び方策、独自提案についての確性、独創性、実現性を総合的に評価する。
(6) 資料作成能力	プレゼン資料について評価する。	60 点	根拠に基づき論理的に展開されているか。
(7) 専門技術力	一般的な専門知識等について評価する。	60 点	「緑の基本計画」策定(改定)の主旨についての習熟度を評価する。
(8) 取り組み姿勢	本業務への取り組み意欲を評価する。	60 点	本業務への取り組み意欲、理解度等を総合的に評価する。
(9) コミュニケーション能力	分かり易さ、誠実さを評価する。	40 点	プレゼンテーション(弁論)は分かり易いか。 質疑に対する応答は誠実で適切か。
合計		500 点	